

# 令和元年第7回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和元年12月23日（月曜日）

## 議事日程（第6号）

令和元年12月23日（月）午前10時00分開議

第 1 議案第110号撤回の件

第 2 議案第157号

第 3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第113号、議案第114号、議案第124号、議案第125号、議案第135号から議案第138号まで、議案第140号、議案第141号、議案第144号、議案第145号、議案第154号、議案第155号、請願第4号、議案第157号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第115号、議案第116号、議案第126号、議案第127号、議案第142号、議案第143号、議案第146号から議案第148号まで、議案第150号から議案第152号まで  
（産業建設常任委員会付託案件）

議案第117号から議案第123号まで、議案第128号から議案第134号まで、議案第139号、議案第149号、議案第153号

第 4 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第95号から議案第108号まで

第 5 発議案第10号

第 6 発議案第11号

第 7 発議案第12号

第 8 発議案第13号

第 9 発議案第14号

第10 発議案第15号

第11 議案第156号

第12 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	後藤	勇典	君	2番	伊藤	剛	君
3番	佐々木	ひとみ	君	4番	宇治	沙耶花	君
5番	室岡	啓史	君	6番	広瀬	大海	君
7番	上杉	育子	君	8番	稲辺	茂樹	君

9番	山田伸之君	10番	荒井眞理君
11番	駒形信雄君	12番	渡辺慎一君
13番	坂下善英君	14番	金田淳一君
15番	中村良夫君	16番	岩崎隆寿君
17番	佐藤孝君	18番	祝優雄君
19番	近藤和義君	20番	竹内道廣君
21番	中川直美君	22番	猪股文彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務課長 (兼選管事務局長)	中川宏君	防災管財課長	甲斐由紀夫君
税務課長 補佐	中川雅史君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	磯部伸浩君	市民生活課長	後藤友二君
社会福祉課長	大屋広幸君	子ども若者課長	市橋法子君
高齢福祉課長	岩崎洋昭君	環境対策課長	計良朋尚君
世界遺産推進課長	坂田和三君	地域振興課長	山本雅明君
農林水産課長	市橋秀紀君	農業政策課長	金子聡君
観光振興課長	祝雅之君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	宮城徹君	教育総務課長	渡邊裕次君
学校教育部長	山田裕之君	社会教育部長	粕谷直毅君
両津病院管理部長	伊藤浩二君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（猪股文彦君） ここで、議長として一言申し上げます。

各会派から申し出がありました稲辺茂樹君のこの間のたび重なる会議の無断欠席の件について、去る12月6日、議長室において政友会代表、岩崎隆寿君同席のもと、今後このようなことがないように本人に厳重注意をいたしました。

議員諸君におかれましては、議会の品位をおとしめることがないように、十分注意され、公務に努められるようよろしくお願いいたします。

---

#### 議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） 次に、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 議案第110号のこれまでの審査経過に伴い、本日の議事の流れについて説明します。

議案第110号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定については、執行部より委員会審査における指摘を踏まえ検討した結果、議案を撤回し、内容を見直した上で再提案したい旨の申し出があり、議会運営委員会で協議した結果、これを了承しました。

このことにより、本日の議事日程が変更となります。お手元に配付した会期日程表をごらんください。私の報告の後、まず議案の撤回の議事を行います。市長より議案撤回理由の説明を受けた後、質疑、採決を行います。

次に、議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について、追加上程を行います。市長より提案理由の説明を受けた後、質疑、常任委員会付託を行い、委員会審査のため休憩といたします。総務文教常任委員会の審査が終了次第、委員会審査報告の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。

なお、本会議の再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、常任委員会付託案件の委員長報告、採決、決算審査特別委員会付託案件の委員長報告、採決、発議案の上程、採決及び人事案件の上程、採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### 日程第1 議案第110号撤回の件

○議長（猪股文彦君） 日程第1、議案第110号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いいたします。

令和元年12月3日に提案させていただきました議案第110号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例についてに関しまして、委員会審査等について混乱をお招きしたことをおわび申し上げます。提案当時からの情勢がここへ来て変わったことを考慮しまして、改めて提案させていただきたく、この議案第110号については取り下げ、撤回の承認を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより質疑に入ります。議案第110号撤回の件についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 今ほど第110号の撤回の理由について、提案をされたときと事情が変わったという理由でしたけれども、何がどう変わったのかご説明をお願いします。というのは、この議案を上程されたときに質疑をいたしました、そのときにさまざまな同僚議員の質疑に対して市長は、「これは、行政側としては道義的にこれを上程するものだ」ということをおっしゃいました。しかも、この3カ月が少な過ぎるのではないかといったときにも、「過去の中で一番重い処分にした」とおっしゃいました。にもかかわらず、ここで何の事情が変わったので、そのような重大な事案について撤回されるのか、きちんとご説明お願いしたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご説明いたします。

まず、道義的な部分というのは、自主返納についての部分で言ったのだと思います。今回の取り下げ再提案の理由につきましても、議会初日にこの議案を提出させていただいたときには出されていなかった藤木副市長の退任届、辞表が出たということで、当時は私と副市長2人という前提で提案させていただいた状況が変わったので、再提案させていただくということでございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 退任届が出ても、それは受理されなければ全く意味のないものだと思うのです。それをどうされたのかというところが大事だと思います。それによって本当に事情が変わったのか、変わらないのか私ども議会も判断しなければいけないと思うので、そこは踏み込んでご答弁をお願いします。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 私のほうに提出いただきました退任届については、受理させていただきました。

○議長（猪股文彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第110号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第110号撤回の件について採決いたします。

議案第110号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第110号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時08分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

---

日程第2 議案第157号

○議長（猪股文彦君） 日程第2、議案第157号についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。

本案は、平成30年12月に発覚しました佐渡市特定施設待鶴荘における介護報酬不正請求事案による職員の不祥事を重く受けとめ、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起し、また自らを戒めるため、市長にあっては1月分の給与月額から10分の3及び2月分の給与月額から10分の2、副市長に当たっては1月及び2月分の給与月額から10分の1をそれぞれ減額するため、必要な条例を制定するものでございます。

本条例案は、当初市長及び2人の副市長の給料を減額する予定でございましたが、藤木副市長が12月27日付で退任することとなり、当初上程した条例では予定していた減額ができなくなったため、市長の減額分に給与月額の10分の2を上乗せして、改めて提案させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより質疑に入ります。

議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 19日の議員全員協議会で時間オーバーとなりましたので、ここで質疑させてもらいたいと思います。

待鶴荘の不正請求に伴う県への返還金は、ペナルティー分を含めて総額約1,300万円であります。また、自主返納見込み額は200万円、現職職員からの給与減額分としては150万円、市長並びに副市長からの減給分は当初では45万9,000円で、今回の第157号でも金額では変わらないものかというふうに考えております。総務文教常任委員会審査の過程で明らかになったのは、歴代の佐渡市長及び副市長を含む退職者からも自主返納を求める意向にあるとのことでした。

そこで伺います。本議案の第157号、副市長の減給相当分は11万7,000円かと思われませんが、副市長が退職された後、当然自主返納されるとの認識でよろしかったでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この議案が議決された後のことについては、まだ未定でございます。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 報道では、副市長が市長選に出馬されることも既に発表されております。また、自主返納することが寄附行為に当たるのではないかとの話も仄聞しておりますが、それは単なる自己都合でしかないと私は考えております。「私は、この場にいる誰よりも佐渡を愛している」、そのように表明された副市長ですから、歴代副市長の鏡として実質的に処分を逃れるといった事態は決して起こらない、どのような困難が待ち受けようとも自主返納するのが筋だと思いますが、藤木副市長、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） お答えをさせていただきます。

今、後藤議員がおっしゃったとおり、気持ちは同じでございます。実は私、退任届を市長に18日に出しましたけれども、まだ12月給与支給前でしたので、12月給与からの差し引きあるいは1月、2月から給与の減額相当分を命令的に条例に附則に書いてもらって納付したいと、そういう条例修正ができないかということで、何らかの形でこの分を納めさせる方法を職員に一生懸命考えてもらいました。しかし、法制度の制約があって、今、後藤議員もおっしゃったような関係法令の制約もございますので、自主返納も法令に抵触するということになりました。そのため、私は何らかの形で強制命令的に納付するという方法がとれないかということで、職員にも本当にお世話をかけましたけれども、一生懸命考えていただきましたが、それは難しいという結論になりましたので、こうなったところでございますので、私としては今後市民の納得する形でしかるべき対応をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 日ごろ多岐にわたる業務に従事され、市の行政運営を支えているのは誰でしょうか。ほかでもない市の職員の方々であります。このような状況の中で、職員の皆さんに対して顔向けできるのでしょうか。私は、自己都合ではなく、しっかりと佐渡市の公益を考え得るリーダーに佐渡の将来を託すべきであると考えております。三浦市長、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘の件についてはいろいろ考え方あると思いますが、これにつきましては藤木副市長ご自身の判断による行動だと思っておりますので、それに対して私のほうからどうのこうのというコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 黙っておこうと思ったのですが、ちょっと聞き捨てならないことがあったものから。

先ほど副市長が、つまり議会に出している条例がおかしいので、修正できないかと何度も何度も職員に言って、職員に大変迷惑かけた。つまり我々はこのことで総務文教常任委員会というのはもめていたのですよ。だから、議会最終日になって取り下げて出し直すというのではなくて、その時点で何らかの方策をとっていただければこんなことにはならない。職員も大変にならなかったし、議会も混乱しなかった。大

混乱したのですよ。それはどういうことなの。お尋ねをしておくのが1点目です。

2点目です。つまり今回出された条例は、藤木副市長の分を市長が持つということになっているようですが、市長大変だなど、大変な右腕を持ったのだなどというふうにお察しするところなのですが、そこでこれはもともとの額とぴったり合うのですか、どうですかというのが2点目。

3点目。私、総務文教常任委員会、大混乱をしたものですから、その場所で聞く時間もなかったのですが、退職をされた職員などについては自主返納って、先ほども言いました返納という言い方をしていますが、何もこれ過去の職員たちが着服したわけでも、何かしたわけでもないのですよ。それをあたかも自主返納という、悪いことをやって着服したかのように思えてしまうのですが、この自主返納は先ほどありましたが、現職の分は150万円と同じように、もしその方が職員にいたときの今回と同じ処理をすると、こういうことだった。当時の金額で言うところのことだった。23人、大体200万円というふうに総務文教常任委員会ですこまでは聞きましたが、どういうことなのでしょう。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 最初のほうのご質問がございました件につきましては、私の63歳の人生の中で一番大きな決断ということになりましたので、決断をするのに時間がかかった、そのために皆さん方にもご迷惑をかけ、三浦市長にも大変ご迷惑かけたところは本当に反省しておりますが、そういう中でそれをいたく反省しつつ、次のステップに参りたいと思います。

そういうことで、決断がおくれてしまったことによって議会の皆さん方に混乱をさせてしまったということは心からおわびしたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

市長の給与額と副市長の給与額は若干違いますので、今回市長に上乘せした分につきましては、副市長に当初予定しておったよりも若干額が上回っております。

それから、議員おっしゃられました、確かに自主返納という言葉を使わせていただいておりますが、その部分につきましては、おっしゃったとおり、当時職員であったであろう想定をした中で受ける額というふうな考え方をしております。たまたまそれを自主返納というような表現をさせていただきましたが、その表現が適当であるかどうかにつきましては、今後お願いをするに当たってそういった言葉を使うかどうかにつきましては検討したいと思います。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） これで置きますが、副市長が63歳の人生の中で大きな決断だと、反省しているとおっしゃいましたが、63歳という分別のある年齢なのですから、分別あるように対応すべきだったと思いませんか。本当に新聞ではセンセーショナルな書き方されていますが、総務文教常任委員会は夜遅くまで、次の日まで大混乱したのですよ、冗談抜きに。担当の総務課長もおわかりだと思っております。これ分別のある対応ではなかったと思いませんか。

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 大いに反省いたしたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） 市長、今提案理由を聞きました。そこで、今までの経過からすれば、総務文教常任委員会では非常に時間をかけた議論を重ねてきたわけです。その間に議長から市長に対して何度か接触があったのではないのですか。撤回をするなり、変更をするなりというような議会側からのアドバイスもあったのだと思うのです。にもかかわらず、私が聞いておる範囲では、議会のほうで何とでもしてくださいというような話であったというふうにも聞いている。何度かの接触がありながら、そしてまた恐らく職員から議会側はこういう議論をしているよという情報もあったのだらうと思うのです。にもかかわらず、この最終日になってこういう決断をしなければならなかったという経緯をもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 総務文教常任委員会でも審査をしていただいている中で、議長のほうからも連絡はいただきました。その上で、こちらさまざまな形で条例の修正案等を模索はさせていただきました。ただ、あの条例そのものが特別職の市長と副市長に対するという表記でありますので、条例そのものの修正を文言としてすることができないという中で、また相談させていただきました。そこで、議長、副議長等とも話させていただいた中で、このままの形で藤木副市長の分だけ修正するということは表記上難しいというやりとりさせていただきました。その中で、最終的に議会からのご意見もいただき、あの藤木副市長分の減額分を私自身のところへ上乘せするという考え方もあるということもありまして、それであれば私は全部それを承りますということで、今回の再提案をさせていただいたということでございます。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） どういう形で市長に伝わっていたかはわかりませんが、2月4日まで在籍していればこういうことにはならなかったというような話もありますよね。そういうことを含めて、混乱を最小限度にとどめる、そういう努力が必要だったのだと思うのです。そういう努力は全く議会側に伝わってこない。これは、やはり私は市長のリーダーシップの欠如だと思います。

そして、もう少し具体的に話をしますと、この介護報酬の不正請求にかかわるもの、これは時効分を除くと1,309万2,000円という金額を返納するわけです。市長の給料の10分の3でもなければ、10分の2でもなければ、副市長の10分の1でもないのです。本来ならこの1,300万円を全て返納するのが当たり前ではないの。あなた方は、そのくらいの管理責任があるのだよ。それをこの金額でと。私は、とんでもないと思っているのだ。そういう認識だから、こういうミスをするのですよ。市民から批判を受けるのです。こういう覚悟をあなたお持ちですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず、最初のご指摘の部分につきましては、副市長当人も意思を確認させていただきましたが、年内でおやめになるという意志がかたかったということで、そこはやむなしと判断したということでございます。

2つ目、後半のほうでございますが、この待鶴荘案件、13年近い間にわたって長年ずっと継続されてきた案件でございますので、そのトータルの中で外部の方中心に検証委員会を結成させていただいて、検証委員会も全て、OBも含めてヒアリング等もさせていただき、そのあれを踏まえて検証委員会が検討した中の報告書を踏まえながら考えさせていただいた処分案でございます。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。3回目です。

○18番（祝 優雄君） 市長、もう少し真摯な対応をしましょうよ。この事案は、時効期間を除いた話を私したのですよ。あなたの4年間にかかわったものでも、私が指摘したような対応をとれるはずですよ。にもかかわらず、副市長はこの担当をする副市長ではないの。その人がしゃあしゃあと自分は負担をしない。その負担を市長が肩がわりをする。よくそんなことができますね。普通感覚ならできませんよ。私のところに市民からいろいろな話があります。市長が2期目の選挙に向かって出馬宣言をしている。その中で、副市長、今もあなたはそうやって2人並んでいるのだ。そのあなたが今度は市長選挙に打って出るというのだ。普通の精神でそんなことが言えるものではありませんよ。だから、市民から私のところに来ている話は、「飼い犬に手かまれたんじゃないか」、「本能寺の変じゃないか」、こういうことを言うてくる人がいるわけです。そんな状況の中で、あなたは今何を言いましたか、副市長。「そういう場面があれば私も負担をしたい」と言ったのだよ、あなた。そういう場面とはどういうのだ。市長にならなかったときのことを言っておるのかね。全くあなた言っておることが違う、整合性がないのですよ。今立候補をあなた取り下げて、負担分を出しなさいよ。そうすれば公職選挙法にもかからない。それで、身ぎれいにしてから考えなさいよ。それが当たり前ではないの。

○議長（猪股文彦君） 祝君に申し上げますが、言わんとしていることは議長としてもよく理解できますが、議案に対する質疑ですので、そこに絞って……

○18番（祝 優雄君） よく聞きなさいよ、あなたも。

○議長（猪股文彦君） 絞ってください。

○18番（祝 優雄君） よく聞きなさい。これは、本当に市長の気持ちもよくわかるのです。飼い犬に手をかまれたような中で、本当に罪深い副市長であり、慈愛に深い市長だと言われている。こういう形で市長に向かってくる。そして、今回はこういう形で藤木副市長の不祥事の部分は私が負担をすると、こういう条例ですけれども、これはこここのところをもう一つ藤木副市長への思いも含めてやはり市民に説明をすべきだと市長、思いますが、どうですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 市民の皆様に対しては、今後展開されるであろう選挙の活動の中では丁寧に説明したいと思います。あくまでも藤木副市長ご自身の判断、決断について私のほうからそこを強制的にとめたり、妨害することはできないということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第157号については、お手元に配付してあります委員会追加付託表（その2）のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため、暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第109号、議案第113号、議案第114号、議案第124号、議案第125号、議案第135号から議案第138号まで、議案第140号、議案第141号、議案第144号、議案第145号、議案第154号、議案第155号、請願第4号、議案第157号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第115号、議案第116号、議案第126号、議案第127号、議案第142号、議案第143号、議案第146号から議案第148号まで、議案第150号から議案第152号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第117号から議案第123号まで、議案第128号から議案第134号まで、議案第139号、議案第149号、議案第153号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び141条の規定に基づき報告します。

議案第109号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億4,965万1,000円を追加する予算の補正を本年10月21日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、本年10月に発生した台風19号による被害に係る災害復旧費を予算計上したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第113号 佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、同法を引用している条項の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、各種証明書の交付等の手数料について必要な見直しを図るため、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の借り入れ及び選挙運動用自動車の燃料代の公費負担の1日当たりの金額の上限並びに選挙運動用ポスター作成費1枚当たりの金額の上限について改正するため、佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 圏民センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、圏民センターについて、佐和田地区の児童クラブ及び子育て支援センターに転用するため、圏民センター条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）。本案は、勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート及び両津農村広場の指定管理者として住吉みどりの会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,200万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）、議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）。以上2議案は、両津総合体育館、佐渡スポーツハウス及び佐渡市陸上競技場の指定管理者として一般財団法人佐渡市スポーツ協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は、両津総合体育館にあっては2,730万円、佐渡スポーツハウス及び佐渡市陸上競技場にあっては1億9,540万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。指定管理者の申請様式に基づかない様式が審査の過程で明らかになった。募集及び審査において厳格に対応すべきである。

議案第138号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成31年4月23日に佐渡市加茂歌代地内において発生した市所有のスクールバスによる事故に関し、相手方に支払う損害賠償金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組規約の変更について。本案は、令和2年3月31日に解散する新発田地域老人福祉保健事務組合が新潟県市町村総合事務組合から脱退すること及び当該脱退に伴い、新潟県市町村総合事務組規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7億7,351万円を追加するものであります。主な内容は、非常用電源整備事業及び災害復旧経費などを予算計上するほか、工事発注時期の平準化に係る債務負担行為の設定などを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しまし

た。なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、交流居住・定住促進対策事業について。さどまる倶楽部の受付業務を佐渡観光交流機構に委託しているが、以前から指摘しているように市と佐渡観光交流機構の業務の区分けが非常に曖昧である。市として、佐渡観光交流機構と協議し、事業仕分けが明確になるよう求める。

2、7款商工費、1項商工費、3目観光費、観光振興対策事業について。ジェットフォイルのチャーター便による旅行商品の造成には赤泊地区に配慮するよう、長岡佐渡広域観光協議会で十分に協議すること。

3、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、農地単独災害復旧事業について。中山間地域での被災が多いが、その地域の被災を防止もしくは軽減することにより、平野部での被災の軽減につながる。農地保全による災害防止及び災害復旧の面からも本事業に対する受益者の負担の軽減を求める。

議案第144号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告を踏まえ、給料表の改正を行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本案は、令和元年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ392万1,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告等に伴う人件費及び第72回全日本バレーボール高等学校選手権大会に出場する県立佐渡高等学校を応援するための経費を予算計上するほか、佐渡中央文化会館の大規模改修に係る経費について継続費を設定するものであります。今回継続費補正として設定された佐渡中央文化会館整備事業は、当初両津病院建設工事、両津文化会館及び両津公民館解体工事とその後続く一連の事業との説明であったが、審査の過程において両津病院建設工事、両津文化会館等の解体工事の一環とせず、佐渡中央文化会館の老朽化に伴う大規模改修として進めることが明らかになった。その他の計画については、引き続き関係課において検討し、議会への説明と了承を得ながら、着実に進めることを確認したものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、議案第155号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。以上2議案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、市の非常勤職員は会計年度任用職員に移行することから、その給与等を定めるための必要な条例を制定するとともに、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 「佐渡に核廃棄物処分場はいらない」佐渡市宣言を求める請願。本請願は、原子力発電所から出される放射性廃棄物の地層処理地を選定するため、2017年に経済産業省が公表した地層処分に適した地域を示す科学的特性マップに佐渡市が最適地に挙げられていることから、トキが舞う自然豊かな島を守るため、佐渡市長に対し「佐渡に核廃棄物はいらない」佐渡市宣言を行うよう要請することなどについて求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成30年12月

に発覚した佐渡市特定施設待鶴荘における介護報酬不正請求による職員の不祥事を受けて、市長にあっては令和2年1月分の給料月額からは10分の3に当たる額を、2月分の給料月額からは10分の2に当たる額を減額し、副市長にあっては令和2年1月分及び2月分の給料月額から10分の1に当たる額を減額するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第114号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。会派を代表して反対の討論を行います。

こんなもの討論するかというお話もあったのですが、私総務文教常任委員でありますので、委員長質疑も何もできないので、明確に討論をしておきたいと思えます。

議案の上程時には、私が聞きましたが、「消費税10%増税に合わせたものではないか」という話をしたところ、「いや、それではない」ということだったのですが、総務文教常任委員会の審査の中ではこのように明確に令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴う使用料、手数料の改正についてということで文書も出ているところであります。まず言いたいのは、今の家計に与える影響です。例えば総務省が、これは時事通信ですが、「6日に発表した10月の家計調査によると、1世帯2人以上当たりの消費支出は27万9,671円となり、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比5.1%減少している。11カ月ぶりのマイナスに転じた。そして、値上げ幅は2016年3月の5.3%減以来の大きさと、消費税率が5%から8%に引き上げられた直後に当たる2014年4月の4.6%減よりも大きかった」。これが今の経済状況であります。こちらのそのほかの指標もこういったことになっています。

3点目です。審査の過程で、例えば税務課ではこのように言いました。「本来は900円にしたいのだが、激変緩和措置として段階的に上げるのだ」という、こういう説明もありました。つまりいろいろな中でやることで、本当は900円もらいたいのだけども、200円を300円に上げると、こういうことあります。

4点目、先ほど言いましたように、こういった消費不況の中で公共料金を引き上げるということは、ほかにも大きく影響するというものであります。総務関係だけでは、値上げ幅は昨年と比べると400万円程度の値上げではありましたが、今のこの不況の状況の中で、家計への影響を考えると上げるべきではないということを強く申し述べて反対討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第114号についての討論を終結いたします。

これより議案第114号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 総務文教常任委員長に質疑をします。

1点目は、今年度から令和3年度までの継続費として計上されている総額21億6,615万3,000円の佐渡中央文化会館（アミューズメント佐渡）整備事業の提案理由は、当初は2024年10月に新両津病院を開院させるために両津文化会館、公民館を解体する一連、一体の計画であったと思いますが、委員会審査報告には「審査の過程において、両津病院建設工事、両津文化会館等の解体工事の一環とせず」と議案の提案理由が変更されたと書かれています。提案理由が変わったことを総務文教常任委員会の委員以外は知らないのので、詳しく教えていただきたい。

2点目は、この継続費では、長寿命化に対応した公共施設等適正管理推進事業債を充てると説明していました。しかし、公共施設等適正管理推進事業債は、当市の公共施設等総合管理計画による個別計画が必要ですが、いまだに議会にも示されていません。執行部は、また読み込めるものとして考えているのかと、この2点についてお伺いをします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 中村議員の質問にお答えいたします。

執行部のほうは、一貫として両津市民病院の建設から逆算し、アミューズメント佐渡の改修を出してきましたが、これでは議案が通らないということで、委員会のほうでは「アミューズメント佐渡は老朽化をし、この間修繕もしていない、また長寿命化で公共施設等適正管理推進事業債が利用できるから、リンクしないと言えば、ああ、そうかということになる。市長の回答をもらってほしい」ということで教育総務課長に話をしました。市長からは、「アミューズメント佐渡は老朽化で改修をしなければならないので、両津病院と切り離して考えていく」という答弁をいただきました。

もう一点、公共施設等適正管理推進事業債、これにつきましては、国と県に策定中の2月中旬にでき上がります個別施設計画等を示しながら確認していると、その中で国、県は借りられるだろうと、そういう返事をいただいているという答弁であります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第145号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第145号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井真理さんの質疑を許します。

荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 議案第154号、議案第155号をあわせた形での質問をいたします。

これらの議案は、これまで佐渡市の臨時職員などの立場が大きく変わる会計年度任用職員制度への改正に係るものです。佐渡市は、職員の3分の1の方々がこれに当たり、慎重審議されたものと思いますが、さまざまな問題をはらんでいます。市民厚生常任委員会でも、この議案を直接審査する委員会ではありませんけれども、病院事業と子ども若者課に係る事業で、具体的数字を示していただき、説明を聞きました。

そこで、同じ職種であっても待遇に違いがあることがわかりました。それが職場による違いだとすれば、佐渡市全体としては不公平が起きていることであり、おかしいのではないかと考えます。なぜ同じ職種にもかかわらず待遇の違いが出るのか、その原因は何であるのかを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 荒井議員の質問にお答えいたします。

委員からは、同じ看護師なら看護師でも職場によって仕事の内容が違うというのはあると、だから単価が違うということであって不思議ではないとの意見が出ましたが、細部について審査はしておりません。執行部への質疑もいろいろしましたが、明確な答弁を得られることはできませんでした。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 一応細部は審査しておられないということですが、これにかかわる職員の方々、およそ590人近くいます。これは、佐渡市の中で働いている方々の立場としては非常に大きなことにかかわると思います。例えば病院会計では調理員が現在足りない。その方々が次のパートタイム任用になると時給897円。現在の時給より4円しか上がりません。一方、子ども若者課の調理員は、新年度からこのパートタイム任用で872円。同じ調理員でありながら、時給に25円も差が開いています。ますます働き手の確保が難しくなり、また590人近くいるパートタイム任用になる方々には納得しがたいものと思われれます。この議案は、もともと議案第111号、議案第112号で上程されたものの、条例に伴う規則ができていなかったため、一旦取り下げられました。そして、再上程されるという、無責任な議案だったと私は思います。この590人ものパートタイム任用になる当事者の方々への十分な説明はなされないまま、このように上程されてきたものではないかと思いますが、果たしてこの当事者の方々にも十分な説明がなされた上こうなっているのか、どのように確認されましたか。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） お答えいたしますが、先ほども答弁しましたように、同じ調理員でもその職場によっては単価は違ってきます。委員からは、今より絶対に賃金を下げてはならないということをはっきり示すようにということで執行部からの答弁はいただいております。

それともう一つ、賃金云々だけではなくて、一応当委員会としては期末手当は余りにも少な過ぎるので

はないかということで、もっと上げるようにという意見も出ましたし、一年一年首を切られるのではないかとということでびくびくして仕事をしなければならないようでは困る。そういうことで、何とかするようという意見も出ております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第154号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第154号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 日本共産党を代表して反対の討論を行います。

先ほど討論ちょっと短かったので、今回はちょっと丁寧にやらせていただきたいというふうに思います。まず、これは総務文教常任委員会、私も委員なものですから、質疑はできませんので、討論で議案第154号、議案第155号をあわせて討論をいたしたいと思います。

まず、きれいに言っておきますと、この条例改正は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時、非常勤の地方公務員の大部分を移すために制定するものであります。会計年度任用職員の導入は、第1に非正規職員に対して法的な根拠を当て、非正規雇用を合法化し、非正規化を進めることにつながりかねないこと、第2には1年限定の雇用制度であり、市は任用期間の限度を決めていくこととなります。そして、最終的には雇いどめすることにつながります。フルタイム、無期雇用が原則という国際的なルールからも、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則からも逸脱をした法改正のため、反対をいたします。

少し具体的に説明をいたします。先ほどもありましたが、今回の会計年度任用職員はボーナスが出る云々ということである面喜ばれていますが、ただしこの間の継続雇用というのは全くなくて、会計年度1年限りの雇用となるのが大原則であります。質疑でも任意の継続の問題もやりましたが、先ほど総務文教常任委員長答弁もありましたが、これから服務規程で決めるとか、まだ全然中身がなっていないという状況であります。全体では、6時間以上の臨時の職員が584人、そして6時間以下が180人、そのほか日々雇用者が556人で、1,320人おります。正職員が1,138人でありますから、全体の53.7%を現時点で臨時の職員が担っております。これが形上公務員ということで、会計年度の任用職員となって1年限りというふうになります。先ほど総務文教常任委員長の答弁にもありましたが、従前のように繰り返し繰り返し継続雇用ではなくて、要らなくなったら調整弁のように切り捨てることができるというものであります。

もう少し具体的に言います。例えば賃金の状態どうかというと、高齢福祉課では一般事務員が45円上がります、来年度。そして、年額では172万7,963円。調理員では、無資格ではプラス5円、資格がありではプラス4円という、この幅の賃金が上がります。そして、例えば高齢福祉課の看護師、プラス8円なのですが、年間で222万7,803円。まさにワーキングプアなのです。看護師でさえこういう状況の中ということをご説明しておきます。

それと、もう一つです。ここに持っているのは、国の通知であります。平成28年、わかりやすく言う

と平成29年度から平成30年度にかけてきちんと今の臨時職員のあり方を整理しなさい、必要で上げるべきものは上げなさいということになっているのです。ところが、それが全く整理をされていない。この4月から新たに会計年度の1年限りの職員として雇用すると。先ほど言いましたが、過去にあったように年々更新が重ねられるものではないということ強く指摘をしておきたいというふうに思います。

国は、財政措置もきちんとやると言っていますから、正規にやるべきだ。そして、県内の多くはボーナスについても佐渡市以上のボーナスになっております。ですから、そういったこともきちんと見てやるべきだというふうに思います。例えばこれは2019年3月20日の、総務省ではこのように言っています。「常勤職員が行うべき仕事が明らかになれば、任期の定めのない職員や任期付きの職員の活用の検討が必要だ。適切に助言をしていきたい」、つまり先ほど言いましたように上げるべきものは上げるし、整理すべきものはする。例えば他市町村で問題になっているのは、司書がほとんど臨時なのですが、この方は本来正規にすべきだということなのですが、今度は会計年度の任用職員という、まさに正規の公務員になってしまって、きちんとした対応がなければずっとこれで司書、専門職がやっていくということになります。ですから、この2年かけて市の中ではきちんと整理をしろと言われていたにもかかわらず、公募のあり方や何かについては服務規程で決めるなんていう話もありましたが、要綱などがまだ一切できていないということでもあります。

以上を述べて反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第154号についての討論を終結いたします。

これより議案第154号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

祝優雄君の質疑を許します。

祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） この議案は、待鶴荘における介護保険報酬の不正請求による不祥事に当たって、市長にあっては令和2年1月分の給料から10分の3に当たる額を、2月分の給料からは10分の2に当たる額を減額し、副市長にあっては令和2年1月分及び2月分の給料月額から10分の1に当たる額を減額するものであります。当初議案第110号として提案をされましたが、議会から指摘を受けて新たに提案をし直したものであります。ここに至る経緯、これは藤木副市長が4月の市長選挙に立候補をするため、今月27日で退職をする、退職をしますと藤木副市長の負担分、これが公職選挙法などによって負担できないことが議会の指摘でわかったわけであり。そこで、藤木副市長の分を市長が肩がわりをして負担をするという変則的なものであります。午前中の議案の質疑の中で、藤木副市長は、議案第110号の議案作成の時点に職員から汗をかいてもらって負担をする方法がないかどうか検討したというふうに説明をしておりましたが、きょうの総務文教常任委員会を傍聴しますと、総務課長は16日の総務文教常任委員会の指摘を受けて副市長から方法があるかないかという相談を受けましたという説明でした。午前中の質疑と総務文教常任委員会での総務課長の説明とのこのそごを総務文教常任委員会としてはどのように審査をし、対応したのか聞かせてください。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 祝議員の質問にお答えをいたします。

祝議員言われるように、16日に初めて審査のほうはしております。藤木副市長がやめるのではないかということについては、10日の祝議員の一般質問でそういう話が出ました。そのときに、恐らく皆さんは、ああ、そうかというような感じであったというふうに思います。16日の総務課の委員会審査では、本当に藤木副市長がやめるのか確認をするようにという話をしましたが、なかなかはっきりしないということでありまして、17日、私のほうから市長と話をし、何とかいつやめるのかはっきりしてもらえないかということ話をしました。そして、一応総務課長のほうからも委員会のほうで何とかできないかという話がありましたが、委員会としてはそういうことは執行部がきちっと決めることであるということ突き返しております。17日に、とにかく一旦持って帰って、この日は多分ジェットフォイルの事故の関係で訓練のところに市長は行っていましたので、夜遅くなりますがということでしたが、翌18日の午前9時まで結論を持ってくるようにということで連絡をしました。そして、18日の午前9時、総務課長のほうから来ていただき、報告を受けましたが、打つ手がないということで、委員からは休憩をとって各派代表者会議を開いてもらいたいということがありまして、休憩をとり、各派代表者会議を開き、そして市長からおいでいただき、各派代表者会議の中で話したことを市長にお伝えし、そして今回議案第110号の議案を取り下げて、議案第157号で新たに出すということできょうに至ったということであり。以上です。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） 今の総務文教常任委員長の説明からは、きょう副市長を呼んで経過の説明を受けたようではありませんが、私はこの今までの経過からすれば、総務文教常任委員会は副市長を呼んで、きちっと調査をすべきであったし、それからまだ別の方法があるとしたらそういう注意喚起をすべきだったと

私は思っております。答弁は求めません。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第157号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第114号、議案第145号、議案第154号、議案第155号及び議案第157号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 市民厚生常任委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第115号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の見直しを行うため、佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、火葬場の使用料の見直し等を行うため、佐渡市火葬場条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）、議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）。以上2議案は、心身障がい者福祉センターについては社会福祉法人しあわせ福祉会を、精神障がい者福祉センターについては社会福祉法人とき福祉会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間で、その指定管理料はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。指定管理料がゼロ円ということであるが、事業者が赤字を計上している年度もあり、障害者福祉政策を充実させる観点からも、今後においては事業者とよく協議をした上で指定管理料を考慮されたい。

議案第142号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ116万6,000円を追加するものであります。主な内容は、台風19号による緊急避難用スロープ破損に係る修繕料を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ995万2,000円を追加するものであります。主な内容は、施設の漏電監視、ポンプの運転及び空調を管理する自動制御機器の修理に係る工事請負費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1万4,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和元年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ19万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ20万4,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に85万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第117号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市が設置する放牧場の使用料を適正な金額に見直すため、佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第118号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第119号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、当該施設の宿泊料を見直し、指定管理者の適正な事業運営を図るため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第121号 佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、土砂採取料等について、新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部改正により、当市が準拠している単価の改定などが行われたことから、それに準拠した単価とするため、佐渡市漁港管理条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第122号 佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第123号 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。以上2議案は、平成26年度の総務省通知に基づき、経営の効率化と健全化の推進を目的として、令和2年4月1日から下水道事業に公営企業会計を適用するために必要な条例を制定し、それに伴い、関連する条例の所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、佐渡海洋深層水分水施設の指定管理者に新潟県佐渡海洋深層水株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は6,890万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。販売促進などの企業努力を指定管理者に指導していくこと。

議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）。本案は、ドンデン山荘の指定管理者にサンフロンティア佐渡株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。今回提案されている指定管理に出す施設は、補助金適正化法の適用終了時には譲渡すべきである。現段階から道筋を立てること。

議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）。本案は、佐和田森林公園オートパークさわたの指定管理者に大佐渡トレッキングガイド倶楽部を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。議案第134号でも同様に言えることだが、アウトドアの需要がふえているため、より活用できるよう創意工夫していくこと。

議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）。本案は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉の指定管理者に一般財団法人赤泊振興公社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は2,850万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）。本案は、赤泊自然休養村管理センターの指定管理者に有限会社赤泊農林漁業観光を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）。本案は、交流センター白雲台の指定管理者に有限会社浦島を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）。本案は、窪田キャンプ場の指定管理者にO u T D o o R ' sを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第139号 団体営土地改良事業の施行について（深浦地区）。本案は、深浦地内における農業用水路の改良を市が事業主体となり行うことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原

案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第149号 令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4万8,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動及び新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第153号 令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和元年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に3万6,000円を、資本的支出の予定額に2万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第117号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 産業振興に一生懸命で、産業建設常任委員会がこの放牧場の料金値上げというのでちょっと私びっくりしました。牛を1,000頭飼うのをばっとやれとかと、そういう議員もいらっしやる場所ですので、幾つか聞きたいと思います。

先ほど私申し上げましたように、10月1日の消費税引き上げに伴う使用料、手数料の改定にかかわるものだと思うのですが、1番目、妊娠牛180円、未妊娠牛250円の放牧場の使用料金を前者は66.6%、後者は20%の値上げとなるわけでありましたが、双方とも1日当たり300円に移行するものですが、全体では現状ではどのぐらいで、どの程度の料金になっているのか教えてください。

2点目、現在策定中ですが、佐渡市将来ビジョンでは、「産業の振興」の中で「畜産農家の規模拡大・増頭支援により、経営規模の拡大を促進します」と、こんなふうに行っているわけです。今畜産もほかの農業も含めてですが、後継者の問題やいろいろな問題があるわけで、少しでも、わずかなものですが、こういったところから私は支援していくのべきではないかというのが3番目ですが、どうでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、中川直美議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど中川議員のほうから、パーセンテージで言われると非常に大きな値上げのように感ずるかもしれませんが、実は妊娠牛180円、未妊娠牛250円、300円への値上げでございます。令和元年度に市営放牧場を利用した牛の実際の頭数、実頭数は149頭、平成30年度の決算額で約300万円の収入があることを確認しております。

それから、将来ビジョンとの絡みの2つ目の質問でございますけれども、当委員会では公社を設立して大きな政策として打ち出すこと、それから後継者がいるところには手厚い補助を出すべきであるとの認識であります。このことが実現すれば大きな畜産の振興になると考えていますので、今回の提案が即矛盾す

るものであるとは考えておりません。

それから、3つ目でございますが、今回の料金改定に当たり、過去3年にかかった経費と年間の利用頭数から1日1頭当たりの経費を計算し、さらに県内他市の放牧場の利用料とも比較した結果であるとの説明がございました。改定された後も、現実的には他市よりも利用料が低いものとなっております。その上で、昨年から繁殖農家と何度も話し合いを行い、おおむね合意を得たとの説明がありましたので、当委員会としては了としたものであります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほど値上げ幅66.6%、20%云々と言ったけれども、結構上がっているわけでしょう。商人的な感覚で言ったら、100円が150円になるというのはこれとっても大変な話で、何回も紹介をしていますが、主婦が今店に行って物を買うときに微妙にグラム数を2グラム、3グラム減らしているというのが実際の中なのですが、149頭で300万円程度ですから、この程度は私は見るべきではなかったかなと思うのですが、例えば地方自治法では手数料、使用料については徴収することができるという規定です。徴収しなければならないではなくて、徴収することができるという規定なのです。先ほどおっしゃいましたように、市の見直しについての考え方も1日当たりの人件費掛ける云々ということがあるわけですが、先ほどのお話ですとほかの市町村と比べて適正なというふうに聞こえたのですが、先ほど話がありましたが、後継者に手厚くということと言うのだったら稼ぐ力のある畜産へも、300万円程度ですから、副市長の給料の4分の1ぐらいですから、私は農業振興をするためにやったほうがよかったのではないかなと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、2回目でございますけれども、後段のほうで具体的な他市とのことも触れさせていただきますが、頭数がふえれば料金を値上げしなくても維持できるのではないかなというような委員の意見もございました。繁殖農家との話し合いの中では、できれば料金値上げはしてほしくないという意見もありながら、しかし反対に預ければ全てを管理してもらえる、その間に手間のかかる作業などができるため、ある意味では安いくらいだというような農家の意見もあったと説明をいただきました。長い期間といたしますか、2年かけて農家と話し合った中である程度の合意を得たものであると、当委員会では了としました。

それから、冒頭申し上げましたように、他市ではどのくらいかというのがありますが、県内では津南町で県が設置している放牧場では650円、妙高市内では利用組合が独自で行っている放牧場では500円との説明がありました。当市では、改正しても300円ということでございます。他市よりは安いということで、委員会としては判断を行いました。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） せっかくですから、もう一回聞いておきます。

先ほど適正な金額ということで、計算すると佐渡市の場合一体幾らになるのでしょうか。つまり適正な金額にすると一体幾らなのか。それと、厳しい産業建設常任委員会ですから、ぜひ参考のために教えてください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 適正な金額というのが今回出した300円ということであります。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第117号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第117号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第117号から議案第121号までを除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時55分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第95号から議案第108号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第4、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、山田伸之君。

〔決算審査特別委員長 山田伸之君登壇〕

○決算審査特別委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第95号 平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不認定とすべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、委託料、補助金等について。当該年度は、佐渡観光交流機構や佐渡文化財団が設立され、民間の力を活用した観光地域づくりや伝統芸能、文化を守り生かす取り組みがスタートした年度である。市は、これらの団体に多額の委託料や補助金を支出しており、その指導、監督責任があることは明白である。しかし、設立初年度という重要性に鑑みても、事業に成果があったのか、検証が適切に行われたのかどうか、甚だ疑問と言わざるをえない。市は、このほかにもさまざまな形で委託料、補助金及び負担金を

支出しているが、何が負担金で、何が委託料に当たるのか、算出根拠は何かといった明確なルールが存在していないことは問題である。その基準を厳格化し、その基準に基づいて支出を行い、その支出に対して適切に使われたのかどうかの検証を行う体制を早急に構築することを求める。

2、ガバナンス・内部統制について。審査を通して、全体的に事業の検証と総括がなされていないと実感した。それは、主要施策の成果説明書に施政方針の柱である地消地産の記述がないことや、結果のみの記述にとどまり、検証、総括が記載されていないことにもあらわれている。さらに、審査の過程では、担当職員が業務内容を把握していない事例があった。このことは、ひとえに執行部における内部統制が十分に機能していないからである。人事異動については、業務の引き継ぎが確実となるよう計画的に進めるなど、各課ともに業務の継続性が保たれる職員配置を強く望むものである。また、昨年度の決算審査特別委員会を始め、議会から再三再四にわたって指摘している事項が全くと言っていいほど改善、進捗していないこともまことに遺憾である。当該年度で当初予算が議会から認められなかったことは、佐渡市にとって異例の事態であった。議会からの指摘事項を十分に精査し、改善を図るよう強く求める。

3、危機管理体制について。昨年度の決算審査特別委員会の委員会審査報告書で真っ先に指摘したことは、大規模断水を契機とした危機管理体制の構築であった。平成31年3月に起きた佐渡汽船ジェットフォイルの衝突事故は、離島である佐渡にとって災害級の海難事故であった。消防本部は、直ちに警防本部を立ち上げ、ドクターヘリの手配など救急業務に最善を尽くし、市長部局も負傷者への対応や医療機関への患者の搬送に取り組み、懸命の努力がなされた。一方で、想定を超える事態が次々と発生し、負傷者の対応に時間を要したことも事実である。このような事態の中で、市長をトップとする連絡調整本部等を立ち上げるなど、万全を期する危機管理体制がとられなかったことは痛恨のきわみである。数十年に1度と言われる災害が頻発する昨今、非常時における行政の対応を明確にし、適切に対応することが求められている。行政としての危機管理意識を一層高め、市長を始め、市職員の緊急時の対応マニュアルの検討を強く求める。

4、時間外勤務について。時間外勤務は、災害の有無や人事異動等により左右されるものであるが、通常業務において時間外勤務が短縮した事例が一つもないことはまことに遺憾である。働き方改革にあわせて業務の取捨選択を行い、長時間労働を解消することを求める。

5、総務課。(1)、職員数及び人員配置について。正規職員の世代別人数では、30代が極端に少ない状況にあるなど、年齢構成に懸念がある。また、行財政改革の中で正規職員の数を削減していく計画となっているが、専門性を伴う部署の職員や有資格業務に携わる専門職員については不足しているので、組織が機能するよう一定数を確保していくこと。(2)、市の広報について。市報における訂正記事の掲載やCNSテレビの番組打ち切りといった事案が発生した。市が行う広報活動は、公平、公正に万全を期し、事前にチェックを行うことが大前提である。佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例第3条に定める行動規準にのっとり、報道基準の原則を確実に遵守することを求める。

6、防災管財課。(1)、財産管理について。普通財産の活用、管理及び処分並びに借地の解消については、議会から再三にわたり指摘をしているが、一向に改善の気配が見えない。進捗計画を早急に定めること。(2)、両津地区の津波避難タワーについて。これまでの説明では、新潟県による津波想定が明確になるまで建設計画は延期とのことであった。新潟県の想定が発表された以上、方針を明らかにすべきであっ

たが、審査において計画はいまだ白紙との説明であった。早急に方針を明らかにし、議会や市民に説明することを求める。(3)、福祉避難所について。当年度に初めて8カ所の指定をし、高齢者等の多い島としては一定の評価ができる。しかし、指定した福祉施設にはもともと入所者もあり、実際にどの程度が避難可能かという実効性に欠けるものと思料する。福祉避難所を始めとする避難所等のあり方については、ガイドライン等を参考に実効性のあるものにすべきである。

7、企画課。(1)、合併特例債に係る建設事業5箇年計画基本案について。市民説明会を地区10カ所で12回開催したが、結果として計画が宙に浮いたままであり、市民にその後の説明がなされていない。大規模なプロジェクトを立ち上げる場合には、具体的な課題整理や正確な事業設計を行い、全ての担当課が綿密な連携を図る必要があることから、事業を推進させる体制の再考を求める。(2)、佐渡市地域振興基金について。目的基金は、条例に従い積み立て、保管、運用及び取り崩しが適切に執行され、かつその設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが法律に厳しく定められている。佐渡市地域振興基金については、管理、所管をする部署、担当課が規則から削除されている。平成29年度末現在高で71億5,090万4,000円という多額の基金を管理する所管が不明なままで平成30年度に6億7,305万9,000円が運用されてきたことは極めて問題である。また、平成30年3月末に基金の活用目的を大幅に拡大する規則改正を行ったことは、基金発足当初の目的からかけ離れたものと思料する。財政規律を守り、地域からの要望に応える使途とすること。

8、財政課。補助金の適正化について。補助金の適正化に向けた効果、検証は、判定基準を複数項目化し、担当課による合否判定を行っているが、統括する財政課では結果を集計するのみにとどまっている。担当課によるセルフチェックだけで終わらせるのではなく、否となった項目については改善が図られるよう指導、監督をすること。

9、市民生活課。(1)、温泉・地域活性化事業について。本事業は、市が温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、その取り組みの主なものは観光振興的な要素が強く、集客につながっているとは言いがたい。このことは昨年度の決算審査でも指摘をしているが、全く改善されていない。また、この協議会は、補助金を交付する市自身が事務局となっており、不適切である。観光を目的とする事業は佐渡観光交流機構を中心に行うこととし、温泉活性化協議会は島民の健康増進に向けた取り組みを行うなど、抜本的な事業の見直しを再度求める。(2)、看護師の確保について。市内における看護師不足の問題は全国同様に深刻な課題となっており、病院だけにとどまらず、子ども若者課の保育事業などにも直結し、影響が多岐にわたるものである。看護学生の進学先に対するUターン促進の取り組みは、県内だけに限らず、県外の進学先に対しても積極的に行うよう求める。

10、社会福祉課。社会福祉法人運営費助成事業について。社会福祉協議会は、安心な暮らしを守る地域福祉の拠点として市の重要な福祉政策の現場を担っているが、この団体との協議が十分でないまま2,000万円もの補助金が削減された。不採算であり、困難事例を扱う部署を多く抱える中、団体の経営が危うくなれば資格所有者の退職や島外への転職も予想される。自主事業と委託事業の精査を行い、団体の使命を全うできるように支援をすること。

11、子ども若者課。(1)、ファミリーサポートセンターについて。しまびとジュニア支援事業では、若

者の相談、子ども家庭相談、発達支援と多岐にわたる支援等を試行錯誤しながら行っていることは評価できる一方で、当初でファミリーサポートセンターを利用者等との協議もなく中止したことは問題と言わざるを得ない。(2)、医療・介護・福祉の人財育成事業について。保育、教育の質向上と有資格者の配置が求められる中で、保育士資格取得事業の実績がゼロ人であったことはまことに遺憾である。事業の対象者枠を広げるなど、さらなる施策の改善に努めること。

12、高齢福祉課。(1)、待鶴荘について。待鶴荘の介護保険料不正請求事件は、平成31年2月12日には全ての不正が是正されていたにもかかわらず、特段の理由もなく2月議会の最終日の直前まで議会にこの事件の報告をしなかったことはまことに遺憾である。今後このような重大な事件が発覚した際は、速やかに議会に報告すべきであると強く指摘する。(2)、敬老事業について。歳出削減のために敬老祝い品の対象者を100歳のみと縮小させたが、削減額は100万円程度である。対象者の範囲を再検討すべきである。

13、環境対策課。島民一丸となった環境美化活動推進事業について。本事業は、道路除草と支障木処理といった業者への委託事業が中心となっている。本来の目的が島の清掃を徹底的に行うものなのか、それとも市民が活動にかかわることで意識啓発を図るものなのかがわかりにくく、島民一丸とは言いがたい。今後においては、ごみ拾いや海岸ごみ清掃など幅広く取り組むと同時に、市民に広く参加してもらいやすい仕組みを構築し直すべきである。

14、地域振興課。(1)、随意契約・委託のあり方について。大学等と連携した地域活性化実証事業や移住サポートセンター業務委託等における委託の出し方を踏まえ、委託のあり方について精査すること。また、50万円以上であるにもかかわらず随意契約としていることの判断基準が不明瞭である。入札や補助事業とはしない正当な根拠を持つためにも、しっかりと事前調査をし、事業を行うよう求める。(2)、キャリアアップ助成事業について。本事業は、市が独自で補助金を国の制度に上乘せするものであるが、実績としては自社で正規雇用が可能な会社がほとんどであった。社会保険料の負担が困難な中小企業への対応とは言いがたい内容となっているため、改善を求める。

15、交通政策課。(1)、バス通学費の支援について。学生ワイドフリー定期券として月額1万2,000円の補助を実施したことは評価をするが、実際には公共交通機関では高校に通学できない学生も存在している。意向調査などを行い、全体として保護者の負担を軽減できる仕組みづくりを図りたい。(2)、乗り合いタクシーによる社会実験について。金井地区での乗り合いタクシーは、利用実績が極めて少ないという結果が出た。調査方法や実績を検証し、島内交通の充実に生かされたい。

16、農林水産課。(1)、離島漁業再生支援交付金について。この交付金は、漁業の活性化にとって重要であるため、積極的に活用するよう取り組むこと。(2)、まきストーブ等購入補助金について。この補助金を廃止したことは、生物多様性、森林保全管理などを始めとする市の計画や環境等へのこれまでの取り組みと相入れないものと思料する。自然エネルギー活用の観点から、補助金を復活させるべきである。

17、農業政策課。販売網構築事業について。事業費の半分が島外販売のためのプロモーション企画等の委託料と販売促進補助金となっている。島内の地消地産の取り組みこそが肝要であり、その推進とともに前提となる生産量の確保対策を強化することを求める。

18、観光振興課。(1)、佐渡観光交流機構について。当年度から発足した佐渡観光交流機構に対し、市は負担金5,965万1,000円、業務委託料2億7,721万4,810円、合計3億3,686万5,810円を支出しており、当

該団体の収入の74.7%を占めている。結果として、市の委託事業が機構の業務の大半を占めている。市は委託した事業の成果を十分に精査することを求めるとともに、機構が独自の財源確保による設立趣旨に沿った事業運営が図れるよう進めること。(2)、観光振興対策事業について。世界遺産登録を見据えた積極的な取り組みが必要な時期であるにもかかわらず、観光面における連携といった企画、立案や対応、対策が十分になされたとは言いがたい。関係機関と連携を図り、積極的に取り組むこと。

19、建設課。(1)、環境美化業務委託について。国道及び県道の除草作業は、市ではなく本来の管理責任者である新潟県が行うべきものであり、新潟県が責任を持って行うよう働きかけること。(2)、街灯管理事業について。当年度に各地域に対しての設置要望を取りまとめ、令和元年度の予算で基本的な対応が終わり、今後は設置の必要がないとの認識である。しかし、そもそも当年度における要望の取りまとめが万全であったとは言いがたい。通学路などに必要な箇所への設置等には十分に配慮した対応とすべきである。

20、議会事務局。議会録作成業務について。この業務に多くの時間と労力が割かれ、事務局に本来求められている政策調査などの業務が十分に行われていない実態がある。各会議での議事録作成を円滑にするためのシステム導入等を早急に進めること。

21、監査委員事務局。「不祥事再発防止対策の対応と職員の勤務時間等に関する対応について」の監査報告について。平成30年5月10日から平成31年3月25日までのほぼ年間を通した不祥事再発防止対策の対応と職員の勤務時間等に関する対応についての行政監査は、不祥事防止環境の対応という当該年度における補助金適正化の本格実施の市政の状況に対応したものである。監査結果では、単純に規準、倫理を守れと強調するだけが重要でないことを明らかにし、時間外勤務のあり方を始め、組織や職員のあり方の「組織風土と職場環境」の改善等の指摘であり、極めて評価できる内容である。日常の監査業務が多量であるとは思料するが、今後とも本質に迫る行政監査を期待する。

22、農業委員会事務局。農業委員会制度について。法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の中心業務と定義されるなど、制度が大きく変わり2年目となったが、中心業務に沿った評価、点検が行われていない。制度の把握などに努めるべきである。

23、教育総務課・学校教育課。(1)、教育委員会の運営について。学校給食センター業務委託に見られるように、教育委員会で決定すべき議案の事実上の審査が記録をとらない非公式な会合で行われた結果、採決に至るまでの経過が不透明となっている。今後早急に是正し、透明な教育委員会運営を確保すべきである。(2)、いじめ・不登校対策について。いじめの件数が増加の一途をたどっている。さらには、中学校の不登校生徒が増加し続けている。それぞれの原因を丁寧に検証し、解決のために必要な人員と体制の確保を含め、子供たちを取り巻く環境を改善するよう早急に対応すべきである。(3)、学校教育振興事業について。小学生が無料で鑑賞できるミュージカル公演は、本来当初予算で計上すべきものであった。子供たちの豊かな感性を育み、文化芸術に触れる機会を積極的に確保するよう努めること。(4)、コミュニティスクールについて。本事業の推進に当たっては、教員が児童生徒と向き合う時間を削ることのないような配慮と取り組みが必要である。(5)、教育委員会の活動について。「平成29年度教育委員会の現状に関する調査」との比較では、教育長を除く研修会参加が全国市町村平均4.6回に対して1回、学校訪問回数が18.3回に対してゼロ回、学校以外所管施設等訪問が3回に対して1回、学校以外の施設で職員と意見

交換を行った回数が平均31.1%（1～20回以上）に対してゼロ回、保護者や地域住民との意見交換会等が29.1%（1～3回以上）に対してゼロ回、アンケート調査が12.0%に対してゼロ回と、低い水準である。昨年度も指摘をしているが、新制度による教育委員会になり2年目であり、一層の活動が求められているにもかかわらず、従来どおりで何も変わっていないと思料する。必要な予算措置をして市民の声に応える教育委員会の活動となるよう改善すべきである。

24、社会教育課。（1）、佐渡文化財団について。佐渡文化財団の立ち上げのために設置された設立準備委員会に、市は基準もなしに負担金として1,636万5,000円を支出したが、結果として1,124万7,926円を余らせることとなり、その全額を受入金として財団の収入に加えた手法は適切とはいえない。市は財団に補助金の概算払いをしたが、なぜ全額を概算払いしたのか、さらに概算払いということであれば、佐渡市補助金等交付規準では、「概算払いの交付割合は80%以内とする」と規定されているにもかかわらず、なぜ100%の交付を行ったのか、疑惑の念が払拭できない。また、財団の委託事業が10件あったが、全て随意契約によるものであり、その根拠に疑念が残る。財団には国の地方創生推進交付金が入っており、交付金の目的に沿った活用が求められる中、委託事業が何を目的に行われたのか、成果品がどのように活用されたのかが不明瞭である。いわば予算ありきで、予算を消化するために行われたものと言わざるを得ない。財団は市が立ち上げた団体であり、設立初年度であるからこそ、補助金の支出や使われ方、事業内容の精査など、市が責任を持ってチェック管理体制をとるべきであった。結論として、財団のあり方については抜本的に見直しをすること。（2）、図書館、図書室の運営について。職員総数34名中、正規職員が3名のみであることは、他の離島と比べても圧倒的に不足している。正規職員にしかできない業務は多く、この不均衡は早急に解消すべき問題である。（3）、佐渡市スポーツ協会の決算書類について。市スポーツ協会の運営費の決算は、市の補助金が適正に支出されているか判別できない様式となっている。また、選手育成強化助成金の確定報告は、複数箇所において数字の確認が不明瞭であった。このことは、自ら執行している予算について担当課自身が把握していないと思料せざるを得ない。このような事態を見逃さないよう、緊張感を持って業務に当たることを求める。

議案第96号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。国民健康保険加入者の多子世帯における3人目の子供の均等割免除は全国にも先駆けるもので評価できる。しかし、実態は対象95世帯に対して35世帯、49人の免除にとどまっている。周知の徹底を図るとともに、個々の事情を勘案し、申請がなくとも対応すべきである。

議案第97号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第98号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。第7期における保険料の引き上げにより、年金が年額18万円未満の普通徴収者における滞納

がふえている。また、保険料の滞納に伴い、6名が介護保険サービスの制限を受けていることは、介護保険制度の趣旨から見ても疑問がある。保険料等の減免制度の活用とともに、対策を検討すべきである。

議案第99号 平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。公共下水道整備計画は、今後の人口の減少を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画におけるインフラ維持管理の将来負担からしても、市民にかかる負担をふやさないよう計画の見直しを図ること。

議案第100号 平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第101号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第102号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。以上の2議案は、平成30年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第103号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第104号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第105号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第106号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上4議案は、平成30年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第107号 平成30年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第108号 平成30年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成30年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。多くの自治体が水道水硬度100以下を目指している中で、例えば真野行政サービスセンターでは、ボイラーの故障を防ぐために純水器の対応をとっている。給水機材等の傷みが激しくなる100以上の硬度は市全体の給水人口の30%になっていることから、改善策を講じるべきである。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより議案第95号 平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

後藤勇典君の反対討論を許します。

後藤勇典君。

〔1番 後藤勇典君登壇〕

○1番（後藤勇典君） 地域政策研究会の後藤勇典でございます。まずは、日ごろ体を酷使し、激務に従事されている市長、そして多岐にわたる行政運営を支えてくださっている市の職員の皆様に敬意と感謝を伝

えたいと思います。

それでは、参りたいと思います。こちらの議員必携第11次改訂新版の中では、決算認定制度の1次的、2次的、3次的意義について述べられております。特に重要なのは1次的意義であり、「行政効果の客観的判断と今後の改善及び反省事項の把握と活用、さらに単に認定して終わりではなく、その結果をもとに行財政運営の一層の健全化と適正化に役立て、将来に向けた前向きな意義へとつなげることが重要である」、そのように述べられております。委員長報告の総括、委託料、補助金等について述べられていることは、昨年度の決算審査特別委員会の報告の中でも同様の指摘事項がありました。また、ガバナンス・内部統制については、議会から再三再四にわたり指摘している事項が全く改善されていないとの厳しい指摘がなされております。

次に、財政課に対する指摘事項として、補助金適正化の効果検証は担当課によるセルフチェックだけで終わらせず、改善が図られるよう指導、監督することとあります。これができていないために、佐渡市補助金等交付規準の制定についての通知（藤木通達）が有名無実化しているようにも感じられます。さらに、社会教育課所管の一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金交付要綱に対するセルフチェックでは、こちらが資料になりますけれども、該当するのはここです。こちらでは、1カ所のみ否となっており、その他の項目については全て合格という結果でありました。それが本当に正しければ、今回の決算審査特別委員会でも特に問題が指摘されることはなかったように思います。したがって、事業全体のスケジュールに関する項目や藤木通達に基づくチェックリストによる決裁について、事業成果の報告、費用対効果の算定について進捗管理及びフォローアップ、業務委託、請負の選定基準など、その他の項目についても正しく合否の判断ができていないのか、疑念を払拭することができません。昨年の決算審査特別委員会では、多くの意見がついたにもかかわらず、不認定とはなりませんでした。その真意にあるのは、厳しくも温かいメッセージとして、行政に改善を求める強い思い、そしてその思いに応えてくれるであろう期待感が込められていたのではないかと思慮することができます。

よって、本採決の結果を行財政運営の一層の健全化と適正化に役立て、将来に向けた前向きな市政運営へとつなげるために、認定には反対の立場であることを表明し、私からの討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で後藤勇典君の反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 日本共産党を代表して、決算の反対討論を行います。

先ほどの後藤議員ほどさすがしくやれないのがちょっと残念ですが、幾つか指摘をしておきたいと思います。言うまでもありませんが、議会選出の監査委員もいる監査委員の合議による今回の決算審査に対する意見が極めて厳しかったものは、何回も言われているとおりであります。そして、先ほど山田委員長が読まれた今回の決算審査特別委員会でも大変厳しい意見で、私は決着がついているぐらいの感じだなというふうに思っているわけですが、まず1つ、先ほどもありましたが、我が市では副市長が2人もいます。ですから、こういったところをきちんと指摘しろって先ほど声もあつたもので、一応冒頭にまず指摘をしておきます。

先ほどの報告の中にもありましたが、この年度は当年度予算が否決をされるという事態でありました。これは、何%というシーリング枠による予算編成が行われた、このことが市民生活にかかわる重要な予算まで削減してしまったと思うわけであります。例えば委員会の報告でもありましたが、2年に1度本格的なミュージカルの劇団四季がやってくる予算を、予算削る、削ると言ってくるものだから、101万6,000円削りました。また、先ほどの報告にもありましたが、高齢者が多いところですが、敬老祝い品の予算削るということで100歳だけにして、この予算も、前年度は277万円でしたから、それを160万円。たった100万円程度削ると。こういったことが起こったのがこの平成30年度であります。こういったことの一方どうだったかということ、先ほどの反対討論の中でもありましたが、地方創生推進交付金の枠の中で自ら立ち上げた文化財団に入れたお金、全体では4,600万円余りですが、この使い方の基準が全くなかった。先ほどありましたが、議会では有名な藤木通達という補助金のルールがありまして、その補助金通達をつくったのは藤木副市長、そして文化財団の評議員でいたのも藤木副市長だったということが明らかになっております。こういったことはとんでもない話だということをまず指摘をしておきたいと思えます。

次に、行政監査結果報告にかかわってであります。今回時間外勤務の問題も指摘をされておりますが、監査委員の行政監査結果報告書ではこのように書かれております。「不祥事再発防止対策の対応については、再発防止計画の実施が先送りされているのが現状」、「財政計画ありきの人件費の削減を行っていることで、働き方改革と逆行する長時間労働、代替休日も満足に取得できない職場環境に陥っている」と指摘をして、「予算の縮減と職員数の減少が比例していないことが職員の業務量が増加する主な原因であり、その結果として、体調を崩す職員や事務執行の誤りが増加し、さらに職場環境に不満を持つ職員が増加することにより、不祥事発生へとつながりかねない状況を招いている」、そして、「職員一人一人が公務員としての役割及び責務を常に認識し、業務のやりがいとモチベーションが保持できる組織風土と職場環境となるように」というふうに結んでおります。何よりも職場環境の改善が第一だというふうに監査委員は指摘をしているところであります。

そこで、幾つかご指摘をします。働き方のあり方、今本当に問題になっております。サービス残業、ブラック企業、みなし管理職、みなし店長などと、大きな社会問題化となっております。違法な不払い残業の禁止、使用者には適正な労働の管理・把握を求める通達が出されています。これは平成29年1月ですが、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関するガイドラインというものが出されており、地方自治体も守るべき基準であります。最近、市町村の関係で裁判を打たれるのが多くなっているのは、こういったことも背景になっていきます。時間外勤務は労働基準法の基準によるものであり、何か総務省の基準によるって言う方もいましたが、そんなことは全くありません。労働基準法の基準によるものであり、管理職でない課長補佐級の時間外勤務状況はあくまでもつけ足したものをカウントしているものであり、課長補佐級などの本来時間外勤務手当の対象になる職員のものを知り得ながら除外をしていることになります。課長級職員の適用除外根拠を佐渡市職員の給与に関する条例第16条及び第13条としておりますが、最低限管理職の手当の加給額は従事をする職での業務繁忙期度合いを加味して総額を配分するというものであって、条例第13条とは異なるものであります。監査委員の行政監査結果報告書のむすびもあるように、人件費削減ありきの中で業務量、勤務実態を曖昧にすることを容認しては、実際どのような仕事が行なわれているのかということをきちんと把握なしには、業務の改善や職場環境の改善にはつながら

ない。現実の実態の中で改善策をつくっていくべきだということを指摘をしておきたいと思います。

最後になりますが、この年度は本当に厳しい年度でもありました。議会からも厳しい意見つけられました。否決もされました。だけれども、やはりここから何を教訓として学んで、市民のための市政になるようにするのかきっちり引き出さないといけないというふうに思います。藤木通達は出すが、補助金の使い方がざるざるといえるのは、私はあってはならないことだということを強く指摘をして討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第95号についての討論を終結いたします。

これより議案第95号 平成30年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第95号について認定される方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立少数であります。

よって、本案は不認定となりました。

次に、議案第97号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第98号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 日本共産党を代表して、介護保険特別会計の決算に対する反対の討論を行います。

皆さんもお疲れのようなので、簡単にしておきたいと思いますが、先ほど決算審査特別委員会の報告の中でもありましたが、介護保険料を納められないと要介護になったときにサービスが受けられないというのが今の介護保険制度であります。安倍政権のもとで後期高齢者医療や介護保険、社会福祉がずたずたに切り裂かれているのはご承知のとおりであります。先ほどの委員長報告にもありましたが、6人の方がサービスの制限を受けているという実態があります。これが本当に6人だけなのかどうかも私は曖昧だと思っております。高齢者の多い佐渡市ですから、こういった問題、私は絶対放置すべきではないと思います。

まず1点がその点です。

ちなみに申し上げておきますと、介護保険料は年金から徴収をされます。特別徴収というので大体年金から天引きなのですが、先ほどもありましたが、年額18万円以下、つまり月1万5,000円以下の年金の方にとって100円、200円の値上げがいかに大きいのか。先ほど牛の問題では66%の値上げ大したことないという話もありましたが、私はそうではない。ちなみに、決算審査特別委員会で市の出した資料によりますと、この年額18万円以下、月1万5,000円以下の方が2,400人余りもいるわけであります。こういった方々が本当に暮らしに苦労しているのは当たり前ではないでしょうか。

そして、この年度は介護保険料が第7期ということで上げられました。この年度は、診療報酬の改定、介護保険の報酬改定、国民健康保険の広域化の問題、いわゆる社会保障の惑星直列ということを行った年度で、本当に厳しい年度でありました。第7期になってからも、介護保険料そのものの滞納者もふえておりますし、この年度の特別養護老人ホームの待機者423名、そして申請をすれば要介護度が落とされるという方も20%、30%いるという、こういう厳しい状況の中で、高齢者の多い佐渡市としては介護保険だけではなく、高齢者全体を支える施策を実施すべきだということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第98号についての討論を終結いたします。

これより議案第98号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第99号 平成30年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第103号 平成30年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第104号 平成30年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第105号 平成30年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第106号 平成30年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第95号、議案第97号から議案第99号まで及び議案第103号から議案第106号までを除く決算審査特別委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 発議案第10号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、発議案第10号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第10号

天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	岩 崎 隆 寿
	”	中 村 良 夫
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	坂 下 善 英

天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議。本案は、5月1日に天皇陛下が即位され、令和の御代を迎えました。新たな時代の幕開けを市民の皆様とともに佐渡市議会として祝意をあらわすため、天皇陛下御即位を祝す賀詞を決議するものであります。

これより本文を読み上げます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議

天皇陛下におかせられましたは、風薫るよき日に御即位なされましたことは、慶賀にたえないところであります。

天皇皇后両陛下がご清祥であられ、令和の時代が世界の平和と我が国の繁栄をもたらすものとなりますよう心からお祈り申し上げます。

ここに佐渡市議会は、市民を代表して、謹んで慶祝の意を表します。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会

本文は以上であります。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第10号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第10号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 発議案第11号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、発議案第11号 佐渡に放射性廃棄物処分場は不要である旨を宣言することを求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第11号

佐渡に放射性廃棄物処分場は不要である旨を宣言することを求める決議について上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	岩 崎 隆 寿
	”	中 村 良 夫
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	坂 下 善 英

佐渡に放射性廃棄物処分場は不要である旨を宣言することを求める決議。本案は、令和元年11月25日に「佐渡に核廃棄物処分場はいらぬこと」を佐渡市が宣言するように求める請願が議会に提出されました。議会として、その趣旨に賛同するため、決議するものであります。

これより本文を読み上げます。

佐渡に放射性廃棄物処分場は不要である旨を宣言することを求める決議

1955年に原子力基本法が成立後、原子力による発電政策が強力に推し進められてきたが、原子力発電所から排出される高レベル放射性廃棄物を安全に処分する方法が半世紀経った今でも確立されていない。強い放射能を持つ高レベル放射性廃棄物が安全なレベルまで到達するまでには10万年もかかると言われているため、国では地下300メートル以上の深い地層に埋め、安全なレベルに達するまで保管することとしているが、そもそも埋設に適した強固な地盤があるのか、10万年もの間の管理方法や埋設までの輸送や施工までの事故の懸念など、数多くの疑問や不安が払拭できない。

経済産業省では、2017年に科学的特性マップを公表している。これは、処分地を選定するための指針であり、地層が安定している地域を「適地」、埋設地へ輸送するためのリスク軽減のために海岸から適地までの距離が20キロメートル以内の地域を「最適地」とした。当県においては、18市町村が最適地に上げられ、その中に佐渡市も含まれている。

平成17年9月に制定された佐渡市民憲章では、「佐渡は、四季折々の美しい自然と輝かしい歴史と文化を誇る島です。わたしたちは、一島一市の誕生を機に未来を展望し、人の和とたゆまぬ努力によって住みよい佐渡市を築く道しるべとして、ここに憲章を定めます」となっている。トキが舞い、世界農業遺産や日本ジオパークに認定されている自然豊かな佐渡に高レベル放射性廃棄物である核のゴミが存在することはあまりにも不釣り合いであるため、佐渡市が「放射性廃棄物処分場不要」であることを宣言するよう求める。

以上、決議する。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会

本文は以上であります。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第11号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第11号 佐渡に放射性廃棄物処分場は不要である旨を宣言することを求める決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 発議案第12号

○議長（猪股文彦君） 日程第7、発議案第12号 佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第12号

佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	岩 崎 隆 寿
	”	中 村 良 夫
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	坂 下 善 英

佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。本案は、佐渡市が最上位計画と位置づけている佐渡市将来ビジョンを議会が議決すべき事件として取り扱うことを定めるため、佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例を制定するものであります。

これより本文を読み上げます。

佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、佐渡市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき事件を定めるものとする。

（議決事件の指定）

第2条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位計画である将来ビジョンの基本構想の策定、変更又は廃止に関するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本文は以上であります。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第12号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第12号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第12号 佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての採決を行います。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 発議案第13号

○議長（猪股文彦君） 日程第8、発議案第13号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第13号

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	岩 崎 隆 寿
	”	中 村 良 夫
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	坂 下 善 英

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要であり、特に、過疎地域や中山間地域といった財政力が脆弱な市町村にとっては貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用者の多くは、ゴルフ場所在市町村の区域外から来訪していることや全国の約半数のゴルフ場利用税の税額が600円以下となっていることから、担税力のあるゴルフ場利用者から費用負担を求める仕組みは極めて合理的である。

現在、ゴルフ人口の裾野の拡大及び生涯スポーツの実現に十分な配慮を行う観点から、18歳未満の青少年や70歳以上の高齢者及び障がい者、教育活動などは非課税の措置が取られている。しかし、これ以上、非課税措置が拡充された場合には、特に過疎地域や中山間地域にとっては、ゴルフ場特有の財政需要への対応が非常に困難となってくる。

よって、国においては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識し、令和2年度税制改正では現行制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第13号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第13号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 発議案第14号

○議長（猪股文彦君） 日程第9、発議案第14号 藤木則夫副市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第14号

藤木則夫副市長に対する辞職勧告決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	〃	佐 藤 孝
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	中 村 良 夫
	〃	竹 内 道 廣
	〃	祝 優 雄
	〃	山 田 伸 之
	〃	坂 下 善 英

これより本文を読み上げます。

## 藤木則夫副市長に対する辞職勧告決議

佐渡市議会は、藤木副市長が市長の補佐役として、議会との調整や協議に手腕を発揮すべきものとして、その選任に同意したものである。

ところが、副市長就任以降、市長の意向を議会側に伝達するのみで、一向にその調整力が働くことなく、結果、度重なる執行部と議会の対立、混乱を招いた。このことは議会が求める職責とは大きく乖離し、副市長としての最大任務である調整役としては失格であり、失望の念を禁じ得ない。

昨年12月に発覚した市直営施設である養護老人ホーム待鶴荘の介護報酬不正請求は、12年間にわたる介護報酬の不正受給に関し、トップ自らが責任をとるため、市長・副市長の給与を減額する「佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例」及び一般会計補正予算（第9号）を議会に提案するとともに、関係職員の処分及び過去の職員等に対して自主返納を求めるものであった。

12月議会に提案されたこの条例案は、市長は月額報酬の10分の1を3カ月間、副市長は月額報酬の10分の1を2カ月間、令和2年1月から減額するものである。決裁責任者の1人でもある藤木副市長は処分内容を知りながら、条例が適用される前の12月27日に辞任する旨の願いを提出したが、副市長職から退くことは任期途中で無責任であり、さらに自分だけ処分を免れるという行為は断じて許されるべきことではない。

今回の関係職員の処分及び過去の職員等に対して自主返納を求めることにより、行政自ら襟を正し市民の信頼回復に努めようとしていることに対して、大きく水を差すものである。

市民及び市職員の模範となるべき佐渡市のトップの1人であり、「佐渡市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則」で養護老人ホームを事務分担している副市長がこのような事態を招いたことは政治的、道義的な責任を放棄したと断ぜざるを得ない。

よって、佐渡市議会は、藤木則夫副市長には速やかに職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会

本文は以上であります。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第14号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第14号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第14号 藤木則夫副市長に対する辞職勧告決議についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第15号

○議長（猪股文彦君） 日程第10、発議案第15号 三浦基裕市長に対する問責決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第15号

三浦基裕市長に対する問責決議について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月23日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	中 村 良 夫
	”	竹 内 道 廣
	”	祝 優 雄
	”	山 田 伸 之
	”	坂 下 善 英

これより本文を読み上げます。

三浦基裕市長に対する問責決議

今期定例会に提案の養護老人ホーム待鶴荘の介護報酬不正請求の不祥事に対する自らの処分の議案には瑕疵の内容があり、市政の混乱を惹起させている。

地方自治法第138条の2では、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定されており、条例等は執行部の責任において提案されるべきものである。

また、副市長は、地方自治法第167条の規定により市長の補助機関として「長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」との職責を負っているにもかかわらず、副市長自らが決裁して議会に提案した報酬減額条例案と自らの副市長辞任は、地方自治法に矛盾し大きな混乱を招いたものであり、市政内部におけるトップの意思決定により生じた混乱は明白である。

三浦市長は、平成30年度の施政方針において、「度重なる市職員の不祥事により、信頼を失墜させただけでなく、市民の皆様には不安を抱かせ、また、ご迷惑をお掛けしていることを深くお詫びするとともに、信頼回復と組織の立て直しに向け、全力で取り組んでいくことを改めてお約束します」と示している。就任以降、不祥事根絶や市民の信頼回復と組織の立て直しに取り組むことを謳ってきたにもかかわらず、今

回の混乱を招いたことは、佐渡市のトップのあり方をみても、政治的道義的責任は誠に重大である。

よって、佐渡市議会は、三浦基裕市長に対し強い自覚とともに反省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会

本文は以上であります。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第15号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第15号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第15号 三浦基裕市長に対する問責決議についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第156号

○議長（猪股文彦君） 日程第11、議案第156号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第156号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、鈴木信宏氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として本間妙薫氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第156号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第156号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第156号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

---

日程第12 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 令和元年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

初めに、本定例会に提案いたしました議案について、慎重なご審議をいただき、御礼申し上げますとともに、提案いたしました議案、委員会審査等において多大なる混乱を招きましたことを改めておわびいたします。

今議会では、条例、補正予算、指定管理、契約などの議案のほか、一般質問では13人の議員の皆様から市政全般にわたり、多くのご意見、ご提言をいただきました。市の表玄関であります両津港周辺の駐車場問題につきましては、新潟県が両津港の施設老朽化等を受け、行政機関や関係事業者の意見交換を目的に開催しました両津港南埠頭再編検討会の中で、今年度中に港湾計画変更に向けた概略ゾーニング案を作成したいとの報告がございました。航路利用者の利便性の向上や地域の活性化につながるものと期待しており、佐渡市としましては事業推進に向けて国や県に働きかけていくとともに、早期完成を目指し、市民の声を収集するためのアンケートの実施などで協力してまいりたいと考えております。

第2次佐渡市将来ビジョンにつきましては、引き続き議会の皆様と協議を進め、策定作業を続けたいと考えております。

また、今月17日、2020年東京五輪の47都道府県、858市区町村をめぐる聖火リレーの詳細ルートが公表され、佐渡市は来年6月5日の金曜日に柏崎市のリレー終了を受け、佐渡金銀山遺跡群周辺ルートを史跡佐渡金山からスタートし、北沢浮遊選鉱場跡をゴールに、リレーで聖火をつなぎます。2020年世界遺産登録国内推薦への獲得へ向け、国内外にアピールできる絶好の機会でありますので、万全に準備を整えてまいります。

また、先月3日に開催されました全国日本高等学校バレー選手権新潟県予選会におきまして、佐渡高校男子バレーボール部が42年ぶりに優勝を果たし、全国大会への切符を見事に獲得しました。この全国大会、通称春の高校バレーは、年明け1月5日に東京都調布市の武蔵野の森総合プラザを会場に開幕し、佐渡高

校は同日午後2時35分から第5試合で鹿児島工業高校との対戦が決定しております。選手の活躍を祈願して、市内各所に設置しました500枚ののぼり旗とともに、市民の皆様の機運も高まりを増してきたと感じております。ぜひとも選手や関係者の皆様には、全国大会に臆することなく、トキのように美しく羽ばたき、島の宝として輝いていただくようなプレーを期待しております。

結びに、ことしは元号が令和に変わり初めての年末年始でございます。年の瀬に向け、ますますご多忙のことと存じますが、皆様におかれましてはくれぐれも健康にご留意いただき、よい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

令和元年第7回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時27分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 中 村 良 夫

署 名 議 員 佐 藤 孝